



島根県報

令和6年5月28日（火）

第 5 1 8 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定医療機関の事業休止の届出	（ " ）	3
救急病院の認定	（医 療 政 策 課）	3
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	4
公有水面埋立ての竣功認可	（水 産 課）	4
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出	（中 小 企 業 課）	5
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（ " ）	6

【訓 令】

波積ダム操作規則	（河 川 課）	7
----------	---------	---

告 示

島根県告示第375号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和6年5月28日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
おおた皮膚科クリニック	出雲市斐川町直江4925番地1	令和6年2月1日
北陽クリニック	出雲市荻杼町327番地2	令和6年2月1日
おおつ内科クリニック	出雲市大津町1708番地9	令和6年3月1日
よしか病院	鹿足郡吉賀町六日市368番地4	令和6年3月1日
隠岐の島町訪問看護ステーション「かがやき」	隠岐郡隠岐の島町下西78番地2	令和6年4月1日
訪問看護ステーションあした葉	浜田市紺屋町46番地	令和6年4月1日
一般社団法人安来市医師会 井尻診療所	安来市伯太町井尻3-3	令和6年4月1日
一般社団法人安来市医師会 赤屋診療所	安来市伯太町赤屋117-1	令和6年4月1日
隠岐の島町布施へき地診療所	隠岐郡隠岐の島町布施642番地1	令和6年4月1日
隠岐の島町国民健康保険都万診療所	隠岐郡隠岐の島町都万1773番地1	令和6年4月1日
隠岐の島町国民健康保険都万診療所那久出張所	隠岐郡隠岐の島町那久156番地2	令和6年4月1日
隠岐の島町国民健康保険中村診療所	隠岐郡隠岐の島町中村48番地	令和6年4月1日
隠岐の島町国民健康保険五箇診療所	隠岐郡隠岐の島町郡584番地1	令和6年4月1日
隠岐の島町久見へき地診療所	隠岐郡隠岐の島町久見309番地2	令和6年4月1日
コミケア在宅看護センター出雲	出雲市大津町2069番地1	令和6年5月1日
万葉コトノ葉クリニック	益田市あけぼの西町14-2	令和6年5月1日
隠岐の島町国民健康保険都万歯科診療所	隠岐郡隠岐の島町都万1773番地1	令和6年4月1日
隠岐の島町国民健康保険五箇歯科診療所	隠岐郡隠岐の島町郡584番地1	令和6年4月1日
隠岐の島町国民健康保険中村歯科診療所	隠岐郡隠岐の島町中村1541番地4	令和6年4月1日
隠岐の島町国民健康保険西郷歯科診療所	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一1番地7	令和6年4月1日
みどり薬局南店	出雲市今市町南本町27-2	令和6年2月24日
コトノ葉薬局	益田市あけぼの西町13-20	令和6年5月1日

島根県告示第376号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和6年5月28日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
訪問看護ステーション R e l i s a	出雲市武志町182-3	出雲市八島町11-1	令和6年2月26日

島根県告示第377号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和6年5月28日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
おおた皮膚科クリニック	出雲市斐川町直江4925-1	令和6年1月31日
医療法人北陽クリニック	出雲市荻杼町325	令和6年2月1日
江木医院	浜田市片庭町64	令和6年2月29日
おおつ内科クリニック	出雲市大津町1708番地9	令和6年2月29日
六日市病院	鹿足郡吉賀町六日市368番地4	令和6年3月1日
渡利小児科内科医院	江津市江津町1520-44	令和6年3月31日
医療法人社団 常松医院赤屋分院	安来市伯太町赤屋117-1	令和6年3月31日
医療法人社団 常松医院井尻分院	安来市伯太町井尻3-3	令和6年3月31日
隠岐の島町国民健康保険中村診療所	隠岐郡隠岐の島町中村48番地	令和6年3月31日
隠岐の島町久見へき地診療所	隠岐郡隠岐の島町久見309-2番地	令和6年3月31日
隠岐の島町国民健康保険都万診療所那久出張所	隠岐郡隠岐の島町那久156-2	令和6年3月31日
隠岐の島町布施へき地診療所	隠岐郡隠岐の島町布施642-1	令和6年3月31日
隠岐の島町国民健康保険都万診療所	隠岐郡隠岐の島町都万1773-1	令和6年3月31日
隠岐の島町国民健康保険五箇診療所	隠岐郡隠岐の島町郡584番地1	令和6年3月31日
隠岐の島町訪問看護ステーションかがやき	隠岐郡隠岐の島町下西78番地2	令和6年3月31日
隠岐の島町国民健康保険中村歯科診療所	隠岐郡隠岐の島町中村1541番地4	令和6年3月31日
隠岐の島町国民健康保険都万歯科診療所	隠岐郡隠岐の島町都万1773-1	令和6年3月31日
隠岐の島町国民健康保険五箇歯科診療所	隠岐郡隠岐の島町郡584-1	令和6年3月31日
隠岐の島町国民健康保険西郷歯科診療所	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一1番地7	令和6年3月31日
みどり薬局 南店	出雲市塩冶町1080-1	令和6年2月24日

島根県告示第378号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和6年5月28日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	休止年月日
竹内クリニック	出雲市塩冶町1466-1	令和6年3月31日
医療法人社団 能美医院	江津市二宮町神主2260-3	令和6年4月2日

島根県告示第379号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院に該当すると認められたので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和6年5月28日

島根県知事 丸 山 達 也

名 称	所 在 地	認 定 期 間
出雲徳洲会病院	出雲市斐川町直江3964-1	令和6年6月1日から 令和9年5月31日まで

島根県告示第380号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年5月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

飯石郡飯南町佐見464-1、1203-2

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第381号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年5月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 竣功認可の年月日

令和6年5月20日

2 竣功認可を受けた者

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 丸山達也

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

区域A 島根県隠岐郡隠岐の島町西田曾久良319番8から同319番9に至る地先公有水面

区域B 島根県隠岐郡隠岐の島町西田曾久良319番9地先公有水面

(2) 区域

区域A

次の各地点を順次に結んだ線及びA 1の地点とA 3地点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位（C. D. L. +0.50メートル）における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

A 1の地点 西郷港防波堤南灯台（北緯36度12分00秒、東経133度19分58秒、以下「原点」という。）から252度54分24秒、2,284.44メートルの地点

A 2の地点 A 1の地点から118度55分19秒、3.73メートルの地点

A 3の地点 A 2の地点から200度39分13秒、1.51メートルの地点

区域B

次の各地点を順次に結んだ線及びB 1の地点とB 3の地点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位（C. D. L. +0.50メートル）における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

B 1の地点 区域Aで定めた原点から253度06分31秒、2,290.66メートルの地点

B 2の地点 B 1の地点から127度51分26秒、3.98メートルの地点

B 3の地点 B 2の地点から301度26分48秒、2.08メートルの地点

(3) 面積

3.25平方メートル

4 埋立地の用途

道路敷地（道路敷及び道路護岸敷）

5 免許の年月日及び番号

令和2年12月18日 指令漁第374号

6 縦覧場所

島根県農林水産部水産課、隠岐支庁農林水産局及び隠岐の島町役場

島根県告示第382号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

令和6年5月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ブックセンタージャスト大田店 島根県大田市大田町大田宇山崎口1259-4外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市遠田町2179番地1

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,077平方メートル

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

令和6年5月17日

2 届出年月日

令和6年5月17日

島根県告示第383号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年5月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

ダイレックス大田店 島根県大田市大田町大田字山崎口1179番5外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市遠田町2179番地1

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和7年1月18日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,319平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項**ア 駐車場の位置及び収容台数**

建物敷地内 56台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

建物東側 30台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

建物東側 58.5平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内東側 6.0平方メートル

建物西側 4.38平方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項**ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻**

（開店時刻） 午前9時

（閉店時刻） 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

店舗敷地内東側 2か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

2 届出年月日

令和6年5月17日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

大田市産業振興部産業企画課（大田市大田町大田口1111番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

訓 令

島根県訓令第6号

土 木 部
浜田県土整備事務所

河川法（昭和39年法律第167号）第14条第1項の規定に基づき、波積ダム操作規則を次のように定める。

令和6年5月28日

島根県知事 丸 山 達 也

波積ダム操作規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 貯水池の水位等（第3条—第6条）

第3章 貯水池の用途別利用（第7条・第8条）

第4章 洪水調節等（第9条—第13条）

第5章 貯留された流水の放流（第14条—第18条）

第6章 点検、整備等（第19条—第21条）

第7章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

（通則）

第1条 波積ダムの操作については、この訓令の定めるところによる。

（ダムの用途）

第2条 波積ダムは、洪水調節及び流水の正常な機能の維持をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

（洪水）

第3条 この訓令において「洪水」とは、流水の貯水池への流入量が、毎秒40立方メートル以上である場合における当該流水をいう。

(水位)

第4条 貯水池の水位（以下「水位」という。）は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高72.7メートルとする。

(サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高88.7メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節（以下「洪水調節等」という。）は、標高72.7メートルから標高88.7メートルまでの容量274万立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第8条 流水の正常な機能の維持は、標高67.2メートルから標高72.7メートルまでの容量50万立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第9条 浜田県土整備事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- (1) 松江地方気象台から江津市又は大田市において降雨に関する警報が発せられたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が別に定めるところにより、洪水の発生が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第10条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 土木部河川課、国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所、松江地方気象台その他知事が別に定める関係機関（以下「関係機関」という。）との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転、その他洪水調節等を行うことに関し必要な措置

(洪水調節等)

第11条 洪水調節等は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第12条 前条の規定により洪水調節等を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第13条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合には、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第14条 ダムによって貯留された流水は、第11条、第12条及び第16条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に放流を行うことができる。

- (1) 第19条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、知事が別に定める特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号に該当する場合の放流量の限度は、毎秒2.240立方メートルとする。

(放流の原則)

第15条 所長は、放流管から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第16条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、ダムサイト地点及び都治橋地点（治水基準点）における流量が、別表に掲げる期間においてそれぞれ同表に定める流量を確保できるようダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(放流に関する通知等)

第17条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、知事が別に定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第18条 放流管から放流を行う場合のゲート等の操作については、知事が別に定める。

第6章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第19条 所長は、知事が別に定めるところにより、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第20条 所長は、知事が別に定めるところにより、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第21条 所長は、第17条の規定による放流に関する通知等、第18条の規定によるゲート等の操作、第19条の規定による計測、点検及び整備又は前条の規定による観測を行ったときは、知事が別に定める事項を記録しておかなければならない。

第7章 雑則

(委任)

第22条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施のため必要な手続その他の事項は、知事が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年6月1日から施行する。

別表（第16条関係）

期 間	流量（毎秒、立方メートル）	
	ダムサイト地点	都治橋地点 （治水基準点）
1月1日～1月31日	0.021	0.050
2月1日～3月31日	0.065	0.096
4月1日～4月25日	0.237	0.256
4月26日～5月5日	0.425	0.321
5月6日～5月31日	0.369	0.295
6月1日～8月31日	0.197	0.154
9月1日～9月7日	0.369	0.295
9月8日～12月31日	0.237	0.256